

## 事後開示事項

2023年4月1日

(吸収分割会社)

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec Holdings 株式会社  
代表取締役 鄭 元鎬

(吸収分割承継会社)

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec AOC 株式会社  
代表取締役 上原 昇

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec LIS 株式会社  
代表取締役 諫本 圭史

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec OIS 株式会社  
代表取締役 諫本 圭史

愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec Japan 株式会社  
代表取締役 金城 大誠

会社法第 791 条及び第 801 条並びに会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に基づき、santec Holdings 株式会社（2023 年 4 月 1 日付でサンテック株式会社より商号変更。以下「吸収分割会社」といいます。）と santec AOC 株式会社（以下「承継会社①」といいます。）との吸収分割（以下「本件分割①」といいます。）、santec LIS 株式会社（以下「承継会社②」といいます。）との吸収分割（以下「本件分割②」といいます。）、santec OIS 株式会社（以下「承継会社③」といいます。）との吸収分割（以下「本件分割③」といいます。）、santec Japan 株式会社（以下「承継会社④」といいます。）、承継会社①、承継会社②、承継会社③と合わせて「吸収分割承継会社」といいます。）との吸収分割（以下「本件分割④」といいます。）、本件分割①、本件分割②、本件分割③と合わせて「本吸収分割」といいます。）について以下の各号に定める事項につき開示いたします。

なお、本書面の備置期間は、吸収分割効力発生日から 6 ヶ月を経過する日まで（2023 年 4 月 1 日より 2023 年 10 月 2 日まで）とします。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 第784条の2（吸収分割の差止め請求）

本吸収分割は、いずれも会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 第785条（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、いずれも会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 第787条（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため該当事項はありません。

(4) 第789条（債権者の異議）

吸収分割会社は債権者保護手続を行っていないため該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 第796条の2（吸収分割の差止め請求）

本吸収分割において、会社法第796条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はありませんでした。

(2) 第797条（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社の株主はいずれも吸収分割会社のみのため、会社法第797条第1項に基づく買取請求はありませんでした。

(3) 第799条（債権者の異議）

吸収分割承継会社は会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年1月27日付官報で異議申述の公告を行いました。

上記公告日より1ヶ月を経過しましたが、本吸収分割に異議を申述した債権者は現れませんでした。

なお、吸収分割承継会社はいずれも債権者が存在しないため、個別の催告は致しておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社より本吸収分割に係る吸収分割契約書に記載された資産、負債及びその他の権利義務をそれぞれ承継いたしました。吸収分割承継会社が本吸収分割により承継した資産の額及び負債の額（2023 年 3 月末時点残高における概算値）は、次の通りです。

(1) 承継会社①

資産：2,730 百万円、負債：545 百万円

(2) 承継会社②

資産：1,307 百万円、負債：539 百万円

(3) 承継会社③

資産：2,573 百万円、負債：857 百万円

(4) 承継会社④

資産：754 百万円、負債：33 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 3 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割承継会社は、本吸収分割に際し、それぞれ次のとおり普通株式を発行し、その全てを吸収分割会社に対して割当交付いたしました。

(i) 承継会社① 普通株式 100 株

(ii) 承継会社② 普通株式 100 株

(iii) 承継会社③ 普通株式 100 株

(iv) 承継会社④ 普通株式 900 株

(2) 本吸収分割の結果増加した吸収分割承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、それぞれ次のとおりです。

(i) 承継会社①

資本金の額 9,000,000 円

資本準備金の額 2,500,000 円

利益準備金の額 0 円

(ii) 承継会社②

資本金の額	9,000,000 円
資本準備金の額	2,500,000 円
利益準備金の額	0 円

(iii) 承継会社③

資本金の額	9,000,000 円
資本準備金の額	2,500,000 円
利益準備金の額	0 円

(iv) 承継会社④

資本金の額	49,000,000 円
資本準備金の額	12,500,000 円
利益準備金の額	0 円

(3) 吸収分割会社は、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第 2 条第 1 項に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申し出はありませんでした。

以上